

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 5 月 7 日

株式会社岩手銀行

大和証券株式会社

2026 年 5 月 7 日

吸収分割に係る事後開示事項

岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号
株式会社 岩手銀行
代表取締役頭取 岩山 徹

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社
代表取締役社長 荻野 明彦

株式会社岩手銀行（以下「分割会社」といいます。）及び大和証券株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 3 月 24 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2026 年 5 月 7 日を効力発生日として、承継会社が分割会社の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業に関して分割会社に開設された顧客口座に係る権利義務を承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割の効力発生日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 5 月 7 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、分割会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、分割会社の株主は会社法第 785 条第 1 項による株式買取請求を行うことができません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に従い、2025 年 4 月 7 日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、承継会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主は会社法第 797 条第 1 項による株式買取請求を行うことができません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に従い、2025 年 4 月 7 日付の官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項第 2 号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、2026 年 5 月 7 日をもって、本件吸収分割契約書の定めにより分割会社の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業に関して分割会社に開設された顧客口座に係る権利義務を承継しました。なお、これにより承継した資産及び負債はございません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記（本件分割に係る変更登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 5 月 7 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、本件分割について、2026 年 2 月 19 日に、銀行法第 30 条第 2 項の規定に基づく認可を取得しております。

以上